

第540回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年10月29日(火) 15:00～15:14

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第540回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、まず議題の1「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)について」に関しまして、石井取引制度企画室長から、御説明をよろしく願います。

○石井取引制度企画室長　それでは、公開3と書かれている資料を御覧いただければと思います。

(趣旨)とありますけれども、「経緯」のほうを御覧いただければと思いますが、これま

で、制度設計専門会合と制度設計・監視専門会合で、旧一電とJ E R Aによる、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく各社の取組状況について、その評価方法ですとか評価結果について、継続的に審議をしてまいりました。

この評価方針ですとか評価結果の案については、各回の専門会合で委員の皆様にご審議いただき、了承を得て、それで公表してきたわけですが、一方で、事業者等が全体像を理解するには、そういった各回の資料を全て確認する必要があります。

こうした現状を踏まえ、事業者等の利便性等の向上を図り、関係者間で改めてこの取組に係る認識を共有することを目的に、制度設計専門会合と制度設計・監視専門会合における議論を整理して取りまとめた文書を作成し、公表する必要があるのではないかと、ということで整理をしております。

この資料の4ページ目に飛びますけれども、「文書の概要」というところがございます。添付しております資料3-1、後ほど投影しますが、これは、第45回の令和2年2月に開催された専門会合における議論から、令和6年6月の98回の専門会合までの議論のうち、内外無差別の卸売に係る内容を整理して取りまとめたものでありまして、直近の10月15日の第2回の制度設計・監視専門会合で御審議いただき、御了承いただいた文書になります。

具体的に文書を投影します。3-1の文書でございますけれども、めくっていただいて、「はじめに」というページが出てきます。目次の次です。

この「はじめに」では、旧一電等は発電設備の大宗を有している一方で、新電力は、自身の電源を保有していない。その中で、小売市場における競争を確保する上で、電源アクセスのイコールフットィングが大事である。このため、20年7月には、監視等委が旧一電にコミットメントを要請したということから始まって、監視等委の専門会合で、各社の取組に対する評価方針を策定、フォローアップしてまいりました。そうした、約4年にわたる経緯を簡単に概観しているところでございます。

めくっていただいて、第1のところですが、その具体的な経緯を記載したものになっています。その中でも1番というのがありますけれども、不当な内部補助の防止に関する議論、それから、次のページに行きまして、2番のところでございますけれども、内外無差別な卸売等のコミットメントに関する経緯、それから3番としまして、その実効性確保に関する議論として、外部から旧一電等各社の取組を確認することを可能とするための措置、具体的には、定期的に取り組状況を確認していくこととしたこととすとか、それから、(2)というのが出てまいりますが、(2)にありますように、交渉スケジュール

ルの明示、卸標準メニューの作成、公表、発電部門と小売部門間の情報遮断、そういったものを求めることにした、その経緯が記載されております。

続いて、第2に飛びます。第2では、評価の考え方を概観したものになっています。これも、専門会合で整理されたものを示したものですけれども、具体的には、内外無差別の卸売の対象電源の考え方、それから、原則子会社の保有電源も対象として、その上で対象外電源の類型として、下のほうにアから始まっておりますけれども、ア、イ、ウ、エの4類型を示しております。

なお、アの子会社保有電源のうち、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合は対象外とするといった議論もなされてまいりました。

その下、2にまいります。2では、評価方針に関して、これまでの議論を整理したものになっています。(1)は、これまでの経緯、(2)は、評価方針の全体像でして、アの評価対象事業者から始まりまして、下のほうに行きますとオというのが出てまいります。オで評価方針となっています。

具体的な評価方針については、別紙に示しておりますように、確認視点が大きくAからNまでございまして、小項目で合計32の評価項目で構成されています。

これまで、この評価項目に従いまして、旧一電との取組をフォローアップしてきております。今年6月時点の制度設計専門会合で、第7回のフォローアップまで終わっているところでございます。

そして最後に、「おわりに」というページが出てまいります。「おわりに」では、これまでの取組を振り返りまして、最新の状況で10エリア中6エリアについて、内外無差別が担保されていると評価されるなど、各社の取組が進展していることですか、今後も継続的にフォローアップをすることの重要性、それから必要があれば、昨今の環境変化を踏まえて、所要の見直しを進めていくことが大事であると、そういう構成になっております。

続きまして、先ほどの資料3に戻ります。

「今後の対応」という3.のところでございますが、今、御紹介しました文書は、既にこれまでの制度設計専門会合等で審議がなされた内容を整理したものでございます。それで、現時点の評価方針を整理したのものになっています。したがって、この文書は、委員会が旧一電等に対し指導する際の指針に当たるものでして、電事法に基づく委員会の事務を具体的に記載した文書となっています。

今後も、この方針が改正されない限りは、今お示しした方針に基づいて、旧一電等に対

して取組の改善を求めていくことから、行手法に基づくパブコメを実施した後、セットをして公表していきたいと考えております。

したがって、本委員会における御了承をいただければ、約1月間ですけれども、10月30日からパブリックコメントを実施し、必要に応じて修正を行った上で、再度委員会に文書を諮った上、セットし公表することにしたいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

村松委員、よろしく申し上げます。

○村松委員 こちらは、内外無差別の評価については、新電力側から、よく御意見をお伺いしていたので、こういった形で評価方針を、明示いただくというのは、大変有益なことだと考えております。

もちろん評価を受ける側の旧一電も、こういった評価方針が明示されるということは重要ですし、また、新電力側も、こういった評価がなされているということを御理解いただいて、また事業行動につなげていただくという観点は重要だと考えました。

評価項目も、確認項目も、非常に項目数は多いのですが、形式的なところになっておらず、単価の面であったり、その量のことであったり多岐にわたる内容ですので、これも評価項目としては、今までの集約ということだと思いますけれども、必要性という観点で抜け漏れはないのではないかと考えました。

この後のプロセス、進め方、パブコメを含め整理いただいた内容に同意いたします。どうもありがとうございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(案)について」につきまして、事務局案のとおりとしまして、今後パブリックコメントにかけることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、この方針のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、パブリックコメントの準備等を進めていただきますよう、お願いをいたします。

どうもありがとうございました。

○石井取引制度企画室長 ありがとうございます。

○横山委員長 それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長 ありがとうございます。

事務局から2点、書面開催の状況及び議事録についてお伝えをいたします。

前回の委員会からの間に3件、書面開催を行っております。

「ガスの供給区域及び指定旧供給区域の変更許可について」につきまして、10月9日付けで、許可することに異存がない旨、経済産業大臣に回答をしております。

2つ目、「供給区域外に設置する電線路による供給の許可について」につきまして、10月11日付けで、許可することに異存がない旨、経済産業大臣に回答をしております。

3件目が、「ガスの供給区域の変更許可について」につきまして、10月21日付けで、許可することに異存がない旨、経済産業大臣に回答をしております。

また、本日の会議の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——